

4. 穴水都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(穴水都市計画区域マスタープラン)

本方針は、穴水都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
穴水都市計画区域	穴水町	行政区域の一部	1,080ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

穴水都市計画区域は、歴史的な環境と里山里海に代表される豊かな自然環境に恵まれた奥能登地区のゲートウェイとして、広域的にも重要な役割を担う区域であり、のと里山空港や能越自動車道などの交通体系の整備、のと里山海道の無料化により、ポテンシャルの高まりを見せている。このため、美しく魅力あふれる都市環境を醸成し、安全・安心で住民の活力ある日常生活を演出する都市の形成を目指すため、まちづくりの基本テーマを「美しい『海』がいざなうふれあいのまち」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 自然と人が共生するまちづくり

穴水湾の美しい海と能登半島の丘陵地帯に囲まれた美しい星空の町を将来にわたって継承するため、本都市計画区域の自然環境を活かし、自然の恵みによって与えられた文化がまちの個性となるよう、今後も自然との共存をテーマとした都市環境づくりを進める。

② 人々が集い交流するまちづくり

豊かな自然環境と歴史・伝統・文化によって育まれてきた個性を活かし、新たな産業の育成と快適な移住・定住環境を創造するとともに、多様な地域との広域交流を拡大するため、高速交通体系をはじめ奥能登地域を結ぶ交通網の整備を促進し、人々が集い交流するまちづくりを進める。

③ 住民が安心して暮らすことのできる成熟した社会環境の整ったまちづくり

人口減少や少子高齢化が進む社会においても、子どもや高齢者、身障者など誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりに向け、保健・医療・福祉等の公共施設の充実やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めるとともに、空き地・空き家等を活用した都市機能の充実や市街地における都市防災環境の整備に努め、安全で快適なまちづくりを進める。

④ 多様な主体の連携・協働によるまちづくり

郷土への愛着や誇りを育むとともに、地域での支え合いや地域コミュニティの維持・再生を図り、地域住民や事業者、NPO、行政等の多様な主体が自発的に連携・協働し、地域の魅力を活かしたまちづくりを進める。

(2) 地域毎の市街地像

交通結節点である穴水駅周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、珠洲方面、能登方面、七尾方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

市街地中心部における既存商店街については、住民や観光客に対して質の高い商業サービスを提供する場として位置づけるとともに、居住や日常生活に必要な都市機能の誘導により、魅力ある市街地の再生を図る。

市街地西部域は、新市街地形成エリアとして既存工業の集積にも考慮した流通・工業の拠点化を図り、交通利便性を活かした土地利用を図る。

② 農業ゾーン

市街地周辺の農地は、貴重な農業生産の場として、また、市街地ゾーンと自然保全ゾーンとの緩衝機能として、今後とも保全を図る。

③ 自然保全ゾーン

穴水湾一帯の能登半島国定公園では、美しい海岸線を維持するとともに、市街地背後の丘陵地における森林環境の維持保全を図る。

由比ヶ丘は、文教・レクリエーション拠点として位置づけ、公園機能を中心に保養・文教機能の拡充による交流の促進を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、過去 10 年間に於いて人口・世帯数が減少しており、都市の成長性は極めて低い。

また、今後も無秩序な開発が進行する可能性は低いほか、今後の人口増加も見込めないと想定されることから、世帯分離等による宅地需要は、立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指し、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

穴水駅から川島南地区にかけての中心商業業務地では、既存商業の活性化に向けて地区の特性を活かした商業環境の再生を図るとともに、住民だけでなく、来訪者も楽しめる、快適でにぎわいのある高い土地利用を図る。

イ) 一般商業地

此木地区に形成されている一団の商業地では、中心商業業務地との役割分担を図りつつ、良好な商業環境の形成を図る。

(工業地)

穴水湾沿岸の工業地においては、環境形成、景観形成上の整備課題を検討しながら、快適なウォーターフロントエリアとして、工業系土地利用を誘導する。

駅西地区は、既存工業の集積を図る工業地として位置づけ、快適で魅力ある工業系の土地利用を推進する。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

既成市街地を中心に形成された住宅地では、住商工混在の居住様式を活かし、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善を図り、個性豊かで利便性の高い集約型の市街地環境を形成し、移住・定住の促進を図る。また、都市基盤が整備された住宅地では、快適な住環境の形成を図り、適切な密度の住宅地の誘導を図る。

イ) 新たに開発すべき住宅地

土地区画整理事業が行われた西川島地区等では、利便性の高い立地環境を活かした良好な住宅地の形成を図る。

② 土地利用の方針

ア) 主要用途の配置の方針

住工混在型市街地では、地区の特性を維持しつつ、住環境の向上を図る。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

木造密集市街地などの地区においては、建物の耐震化や不燃化の推進、空き家の利活用による生活環境の改善を図り、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進するとともに、アドプト制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

農村集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内に点在する寺社林は、市街地を彩る緑地として保全する。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の農地は、貴重な農業生産の場として、また、市街地と背後の樹林地との緩衝機能として保全・活用を図る。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

穴水湾一体の自然公園区域では、美しい海岸線を維持保全するとともに、自然学習・レクリエーション等の資源として積極的に活用を図る。

キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域は、のと里山海道や能越自動車道が通過し、穴水インターチェンジが設置されているとともに、能登半島を周遊する一般国道 249 号が整備されているほか、穴水町と輪島市、能登町にまたがりのと里山空港が立地していることから、奥能登地域における広域交通の結節点となっている。

今後、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、輪島道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

能越自動車道（(都) 能越自動車道線）は、県内外の都市を連絡する広域幹線道路として配置する。

また、一般国道 249 号、主要地方道七尾輪島線（(都) 中央線、(都) 本町線）を配置し、輪島・珠洲方面との円滑な接続を図る。

特に、主要地方道七尾輪島線（(都) 本町線）については、地域固有の文化、観光資源を活かした街路整備と沿道の街並み整備を一体的に進めて沿道商店街の新たなにぎわい創出を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
7・6・1	本町線 (主要地方道七尾輪島線)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業と林業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道などの整備は完了しており、適切な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道による整備区域は、市街地を中心に配置しており、整備が完了している穴水処理区（146ha）の適切な維持管理を実施する。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地では、多用途混在型のコミュニティを活かし、空き地等の利活用を図るほか、ポケットパーク整備や道路のバリアフリー化など部分的な改変や更新活動を図る。

また、今後の宅地需要に適正に対応するため、西川島地区等の新市街地において良好な市街地環境を形成する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、穴水湾一帯が能登半島国定公園に指定されているほか、世界農業遺産「能登の里山里海」に認定されており、これら豊かな自然環境の保全を前提としつつ、自然とのふれあいの場としての活用に努める。

また、市街地を中心として身近に利用できる公園・緑地を適切に配置し、潤いのある空間形成を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

穴水湾沿岸の緑地や市街地周辺の自然環境、小又川、山王川を中心とする河川環境の保全を図る。

イ) レクリエーション系統

由比ヶ丘公園は、優れた自然環境を活かしたレクリエーション拠点として位置づけ、維持・充実を図る。また、市街地内では、身近に利用できる街区公園や地区公園等の配置・整備を図る。

ウ) 防災系統

海岸部の樹林地帯は、地すべり等の自然災害を防止するため、防災系統緑地として位置づけ、保全を図る。

また、市街地内では、防災機能を持つ公園緑地の配置・整備を図る。

エ) 景観構成系統

穴水湾沿岸の緑地は、良好な自然景観の構成要素として位置づけ、整備・保全を図る。

また、穴水駅前や穴水インターチェンジなど、町の玄関口となる地区への緑地の配置を図るとともに、道路緑化や鉄道軌道脇の緑地帯の形成など、連続性のある緑地を形成する。